

船井郡衛生管理組合
地球温暖化対策実行計画

平成 19 年 10 月
平成 21 年 5 月(改訂)

船井郡衛生管理組合

船井郡衛生管理組合 地球温暖化対策実行計画目次

第 1 章	計画の基本的事項	1～3
第 1 節	計画策定の背景と必要性	1～2
	(1)地球温暖化問題	
	(2)国際的な動きとわが国の対応	
	(3)計画策定の必要性	
	参考：地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）	
第 2 節	計画の概要	2～3
	(1)目的	
	(2)期間	
	(3)計画の範囲	
第 2 章	温室効果ガス排出の実態	3～5
	温室効果ガス排出量の現状	3～5
第 3 章	地球温暖化防止に向けた数値目標	6～7
	温室効果ガス排出量の削減数値目標	6～7
第 4 章	温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組み	7～9
第 1 節	取り組みの体系	7～8
第 2 節	購入時の取り組み	8～9
	(1)電力消費削減に向けた取り組み	
	(2)自動車燃料削減に向けた取り組み	
	(3)その他の燃料削減に向けた取り組み	
第 3 節	使用時の取り組み	9
	(1)電力消費削減に向けた取り組み	
	(2)自動車燃料削減に向けた取り組み	
	(3)その他の燃料削減に向けた取り組み	
第 5 章	計画推進の方策	10～11
第 1 節	推進体制	10
第 2 節	点検と見直し	11
第 3 節	結果等の公表	11

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と必要性

(1) 地球温暖化問題

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇する現象である。

急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなど熱帯性感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害がおよぶ可能性が指摘されている。

(2) 国際的な動きとわが国の対応

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992年(平成4年)に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議(地球サミット)では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年(平成6年)には条約が発効された。

これを受けて第1回締約国会議がドイツのベルリンで行われ、「温室効果ガスの排出及び吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められた。また、1997年(平成9年)には、地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催され、京都議定書が採択された。この中で温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の第1約束期間に、1990年(平成2年)レベルから先進国全体で5.2%、わが国では6%削減する目標が定められた。

これらの国際的な動きを受けて、国内では「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「法」という。)」が1998年(平成10年)10月に公布され、次いで1999年(平成11年)4月には「地球温暖化対策に関する基本方針」が閣議決定されたが、この中で、地球温暖化対策に関する国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務が明らかにされた。

わが国では、二度のオイルショックを経て、一般的に省エネルギー化が進められてきたものの、依然として世界で4番目(2002年時点)の温室効果ガス排出大国となっている。

(3) 計画策定の必要性

法第21条に基づき都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされている。

また、同条第3項では、実行計画を策定し又は変更したときは、遅滞なくこれを公表し、同条第4項では、実行計画に基づく措置の実施状況(温室効果ガス総排出量を含む)を毎年一回公表しなければならないとされている。

参考:地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

第2節 計画の概要

(1) 目的

法第21条に基づき、本組合の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図る。

(2) 期間

本計画は、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とし、基準年を平成17年度とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 計画の範囲

本組合が行うすべての事務及び事業とし、すべての職員に共通した取り組みとする。
また、外部への委託等により行う事業で、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能であるものについては、受託者等に対しても必要な措置を講ずるよう要請する。

第2章 温室効果ガス排出の実態

温室効果ガス排出量の現状（平成17年度実績）

基準年度とした平成17年度の本組合における温室効果ガスの総排出量は、表2.1のとおり約1,402,524kgであり、内、二酸化炭素が約1,377,200kg、メタンが約1,900kg、一酸化二窒素が約23,044kg、HFCが約380kgとなっている。

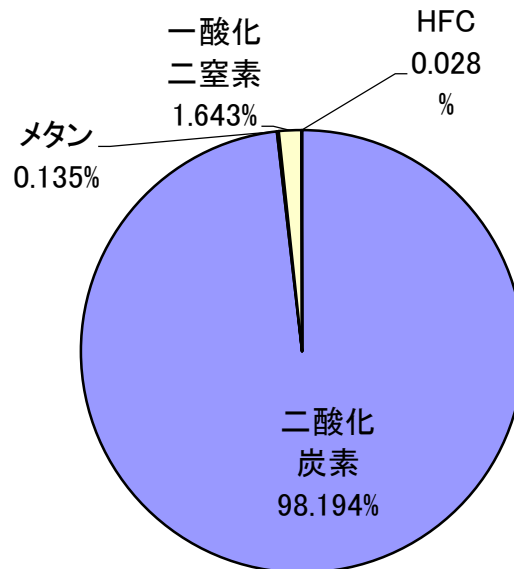
表2.1 事務・事業に係る温室効果ガスの総排出量

単位：kg－CO₂

調査項目		活動量	単位	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	HFC	合計	率(%)	
電気使用		1,821,554	kwh	666,600	—	—	—	666,600	47.529	
燃料使用	灯油	21,000	リットル	52,200	—	—	—	52,200	3.722	
	A重油	176,132	リットル	477,300	—	—	—	477,300	34.032	
	液化石油ガス(LPG)	1,388	kg	4,100	—	—	—	4,100	0.292	
	ガソリン	4,293	リットル	9,900	—	—	—	9,900	0.706	
	軽油	63,792	リットル	167,100	—	—	—	167,100	11.914	
自動車の走行	ガソリン車	普通・小型乗用車	8,500	km	—	—	76	—	76	0.005
		軽自動車	22,000	km	—	—	150	—	150	0.011
		普通貨物車	1,500	km	—	—	18	—	18	0.001
		小型貨物車	0	km	—	—	—	—	—	—
		軽貨物車	0	km	—	—	—	—	—	—
		特殊用途車	0	km	—	—	—	—	—	—
	軽油車	普通・小型乗用車	0	km	—	—	—	—	—	—
		普通貨物車	0	km	—	—	—	—	—	—
		小型貨物車	0	km	—	—	—	—	—	—
		特殊用途車	385,279	km	—	100	2,900	—	3,000	0.214
	カーエアコンの使用		39	台	—	—	—	380	380	0.027
	一般廃棄物焼却		1,203	トン	—	1,800	19,900	—	21,700	1.547
合計				1,377,200	1,900	23,044	380	1,402,524	100	
率(%)				98.194	0.135	1.643	0.028	100		

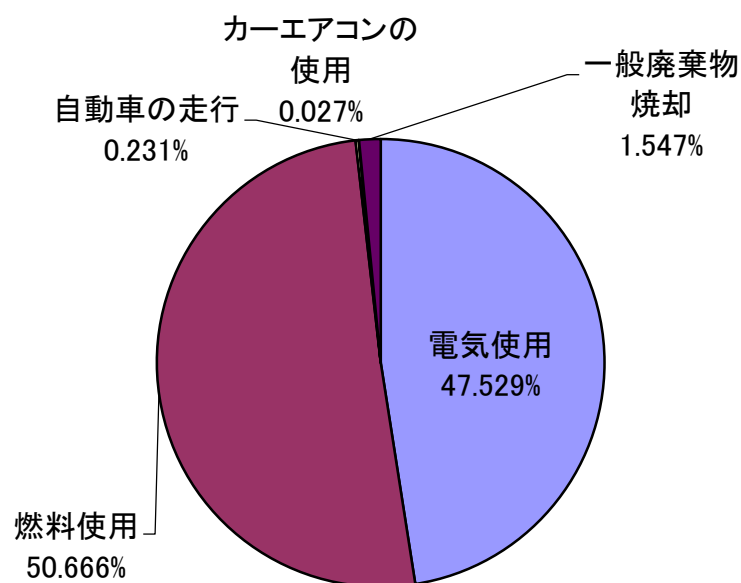
ガス別の内訳をみると総排出量の内、98.194%を二酸化炭素が占めており、次いで一酸化二窒素が1.643%、メタンが0.135%、HFCが0.028%の割合となっており、図2.1-1に示す。

図2.1-1 温室効果ガス排出量のガス別内訳



また、項目別の内訳をみると総排出量の内、50.666%を燃料使用が占めており、次いで電気使用が47.529%、一般廃棄物焼却が1.547%、自動車の走行が0.231%、カーエアコンの使用が0.027%の割合となっており、図2.1-2に示す。

図2.1-2 温室効果ガス排出量の項目別内訳



以下、各ガスごとの排出項目内訳を図2.1-3、図2.1-4、図2.1-5に示す。

図2.1-3 二酸化炭素の排出細項目別内訳

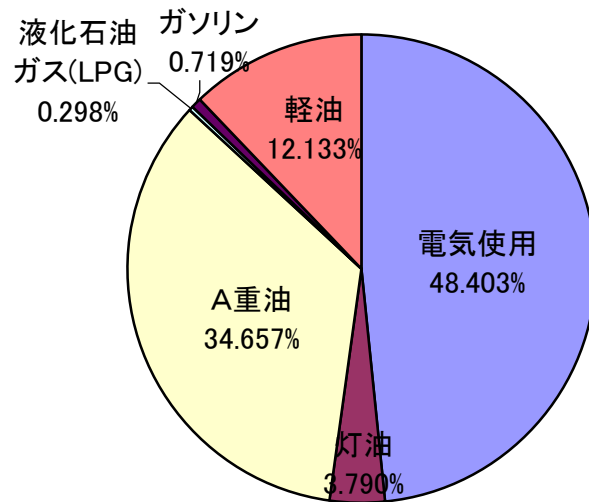


図2.1-4 メタン・一酸化二窒素の排出項目別内訳

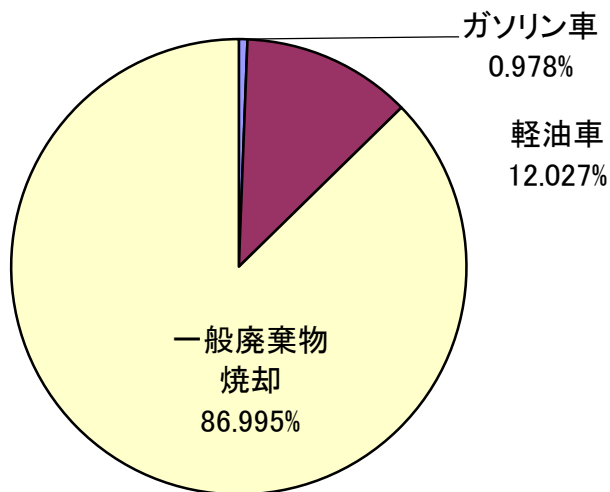
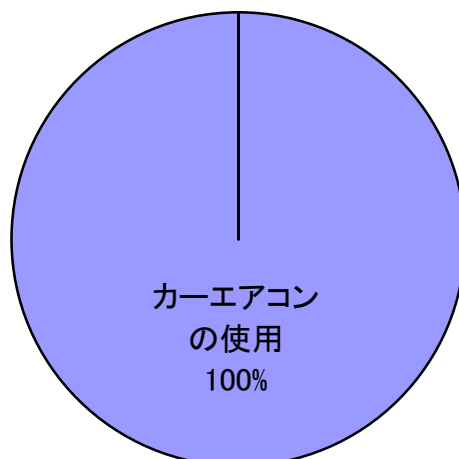


図2.1-5 HFC (ハイドロフルオロカーボン) の排出項目別内訳



第3章 地球温暖化防止に向けた数値目標

温室効果ガス排出量の削減数値目標

本計画における温室効果ガス排出量の削減目標は、国における「京都議定書目標達成計画」(基準年度:1990年度⇒達成目標年度:2010年度※6%削減)及び京都府における「京都府地球温暖化対策条例」(基準年度:1990年度⇒達成目標年度2010年度※10%削減)を参考にし、それぞれの目標値に相当するものとする。

本組合の事務及び事業によって排出される温室効果ガスの総排出量は、基準年度である平成17年度で1,402,524kg-CO₂(換算値)になっているが、これを目標年度である平成24年度までに10%の削減を目標とする。また、平成22年度を中間目標年度と位置付け、基準年度と比べ5%の削減を目指す。

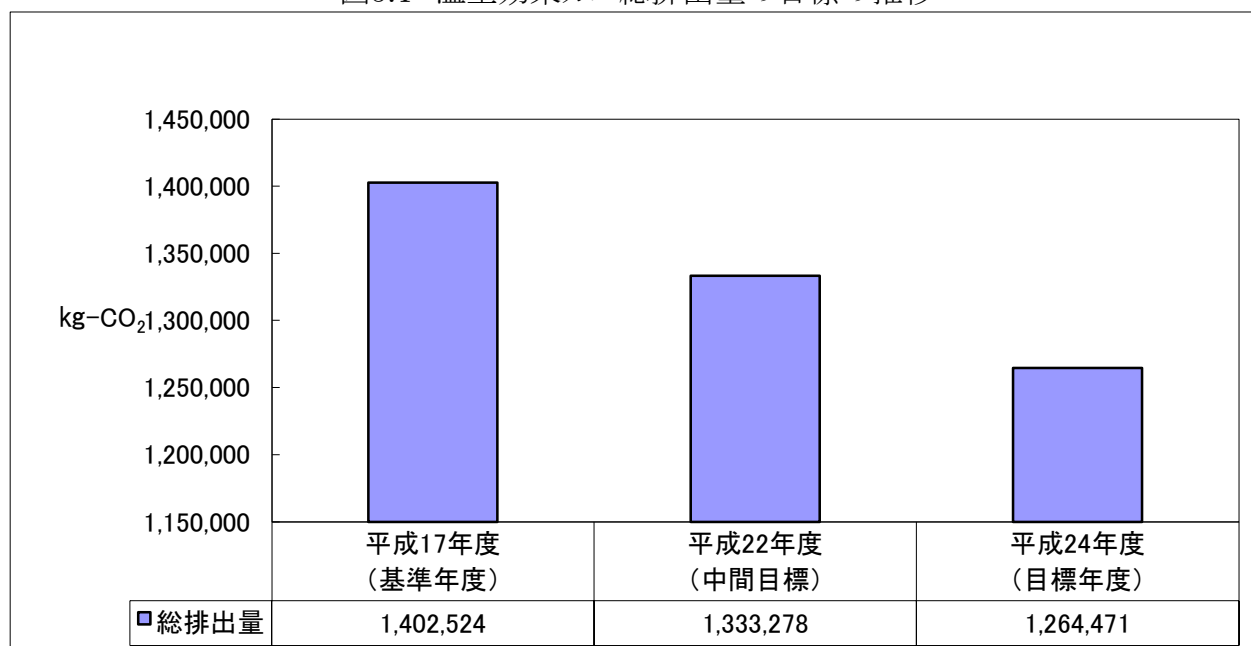
なお、項目別削減目標及び推移図を表3.1、図3.1に示す。

表3.1 温室効果ガスの削減目標

単位:kg-CO₂

項目		排出量					
		平成17年度 (基準年度)	平成22年度 (中間目標)	基準年度と の比較(%)	平成24年度 (目標年度)	基準年度と の比較(%)	
電気使用		666,600	619,938	-7	566,610	-15	
燃料使用	灯油	52,200	50,634	-3	49,590	-5	
	A重油	477,300	462,981	-3	453,435	-5	
	液化石油ガス(LPG)	4,100	3,977	-3	3,895	-5	
	ガソリン	9,900	9,603	-3	9,405	-5	
	軽油	167,100	162,087	-3	158,745	-5	
自動車の走行	ガソリン車	普通・小型乗用車	76	72	-5	68	-10
		軽自動車	150	143	-5	135	-10
		普通貨物車	18	17	-5	16	-10
		小型貨物車	—	—	-5	—	-10
		軽貨物車	—	—	-5	—	-10
		特殊用途車	—	—	-5	—	-10
	軽油車	普通・小型乗用車	—	—	-5	—	-10
		普通貨物車	—	—	-5	—	-10
		小型貨物車	—	—	-5	—	-10
		特殊用途車	3,000	2,850	-5	2,700	-10
	カーエアコンの使用		380	361	-5	342	-10
	一般廃棄物焼却		21,700	20,615	-5	19,530	-10
合計		1,402,524	1,333,278	-5	1,264,471	-10	

図3.1 温室効果ガス総排出量の目標の推移



— 温室効果ガス排出量の削減数値目標 —

基準年度	： 平成17年度
中間目標年度	： 平成22年度
中間削減目標	： 基準年度から5%削減
目標年度	： 平成24年度
削減目標	： 基準年度から10%削減

第4章 温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組み

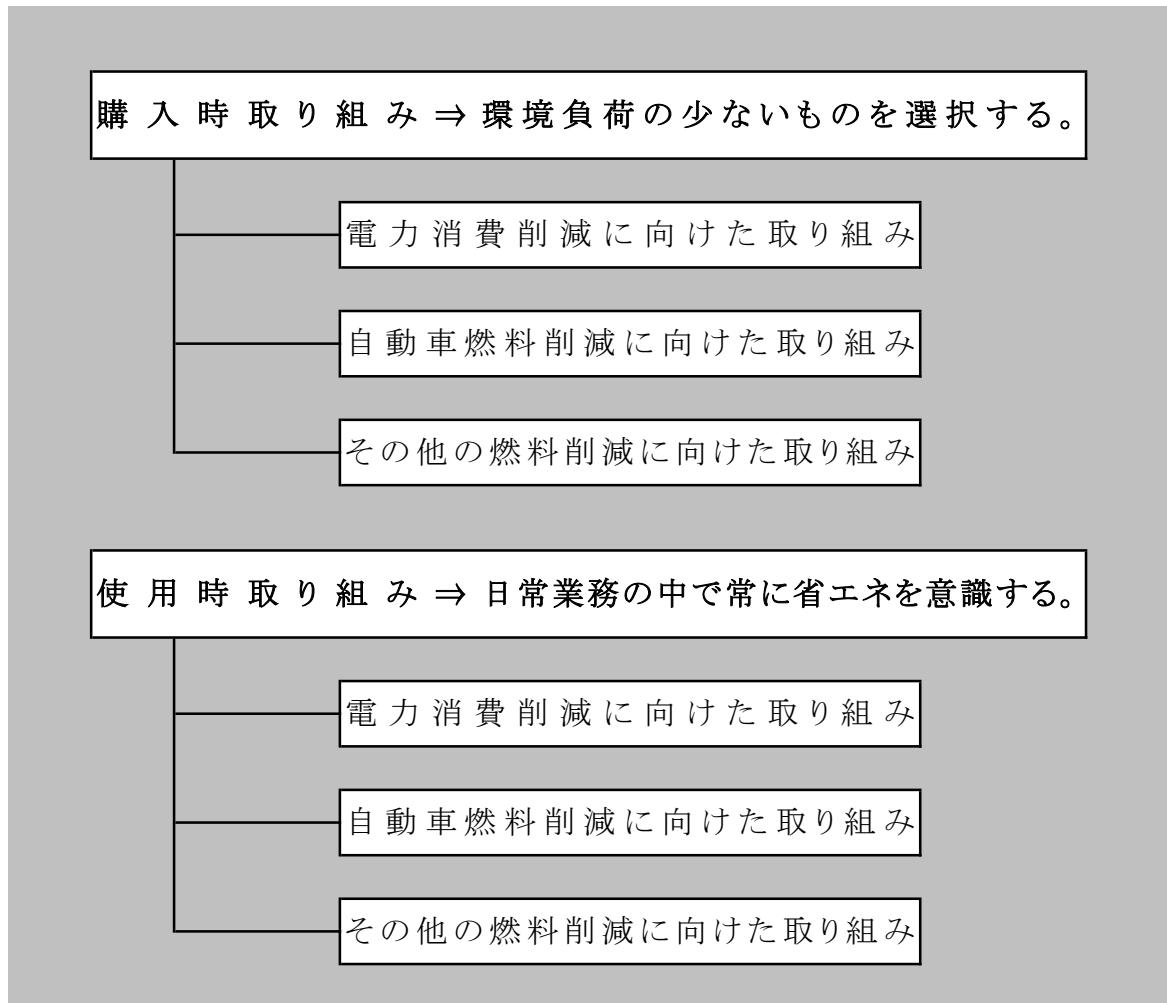
第1節 取り組みの体系

基準年度である平成17年度の温室効果ガス排出量の実績値を踏まえ、「温室効果ガス排出量の削減数値目標」を達成するために、本組合の事務及び事業に関し、下記の基本的視点から各項目ごとに具体的な取り組みを行うものとする。

取り組み項目は、削減の機会別に「購入時の取り組み」、「使用時の取り組み」の2つに大きく分類し、さらに電力、自動車燃料、その他の燃料にそれぞれ細分類する。

なお、取り組み項目体系を図4.1に示す。

図4.1 取り組み項目体系



第2節 購入時の取り組み

省エネルギーに配慮した物品の調達を基本とし、新規購入、更新及び賃貸の際は、環境ラベルなどを参考に環境負荷の少ないものを選択し実行する。

(1) 電力消費削減に向けた取り組み

- 蛍光灯を設置または交換するときは、省エネルギー型を選択する。
- パソコンの購入時は、なるべくノート型とし、消費電力を選択基準の1つとする。
- 太陽光発電などの自然エネルギーの活用を推進する。

(2) 自動車燃料削減に向けた取り組み

- 公用車を購入またはリースするときは、ハイブリッド車や低燃費車を選択する。

(3) その他の燃料削減に向けた取り組み

- 施設の新築または改造時には、設計段階で省エネルギーに十分配慮する。
- 設備機器の更新時は、可能な限り環境負荷の少ない燃料へ転換する。

- 建物の断熱性の向上を図る。
- 感知式の自動水洗など節水に有効な機器の設置を行う。
- 雨水貯留槽などの設置により、雨水を有効利用する。
- 庁内LAN網の配備を進め、ペーパーレス化を推進する。
- できるだけリサイクル製品の購入を行う。

第3節 使用時の取り組み

電力・ガソリン・軽油・都市ガス等の使用頻度の高いエネルギーに関して、全職員が常に省エネを意識し、無駄な消費を可能な範囲で最大限抑えるよう努力する。

(1) 電力消費削減に向けた取り組み

- 不必要な電灯はつけない。
- エアコンの温度設定管理を徹底する。
- 長時間席を離れるときは、パソコンなどのOA機器の電源を切る。
- 短時間の場合でも、スタンバイモードにするなどして努める。
- できるだけ残業を抑制する。
- クールビズ(軽装)、ウォームビズ(重ね着)の推進を図る。
- トイレ等照明は、使用時のみ点灯し、使用後は消灯する。

(2) 自動車燃料削減に向けた取り組み

- 駐停車時のアイドリングストップを徹底する。
- 急発進・急加速・空ぶかしをしない。
- 法定速度を遵守した中で、経済速度(一般道40km、高速道80km)に留意する。
- 近距離の移動は、徒歩または自転車を利用する。
- 出張時は、できるだけ公共交通機関を活用する。
- 公用車の効率的な利用を図り、できるだけ保有台数を削減する。

(3) その他の燃料削減に向けた取り組み

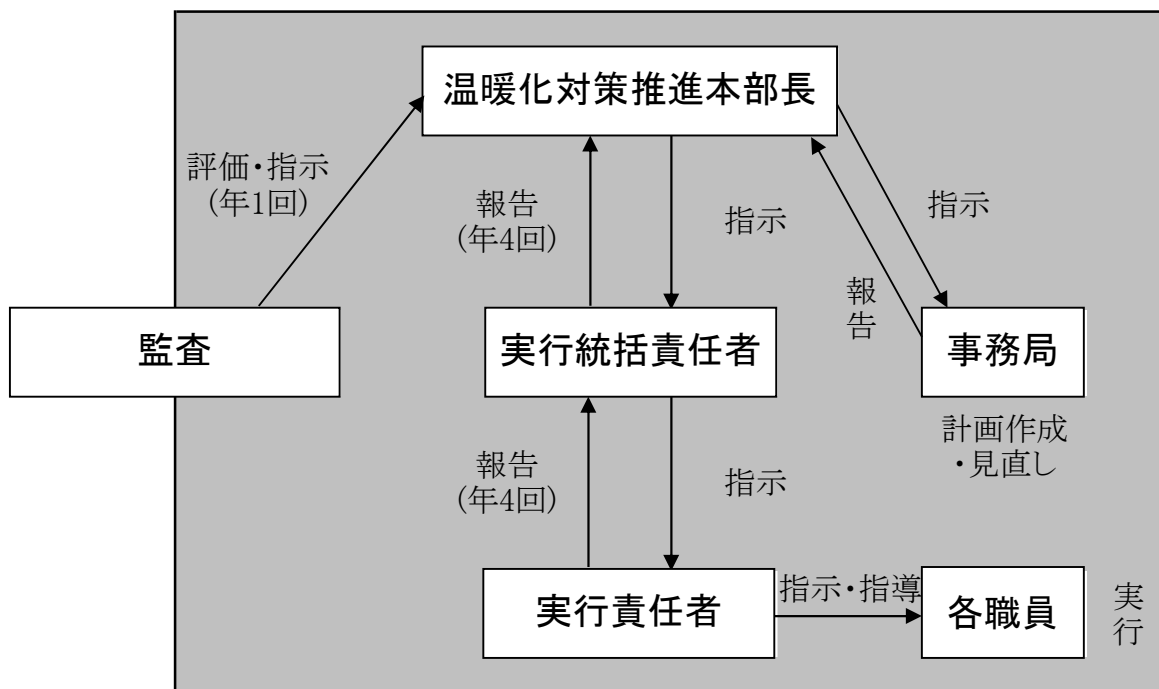
- 節水に努める。
- 給湯の際は、湯沸し器を活用するなど、効率の良いエネルギー利用を心がける。
- 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を継続する。(特に排出抑制)
- 庁内文書の個人配布を抑制し、電子メールや回覧、掲示等の方法をとる。
- 裏面コピーやB級紙の活用を行う。

第5章 計画推進の方策

第1節 推進体制

本計画における推進体制を下記の図4.1に示す。

図5.1 計画における推進体制



温暖化対策推進本部長(事務局長)

事務局へ計画の作成を指示し、その計画を基に実行統括責任者へ指示を行い、定期的(年4回)に報告を受け是正措置をとる。また、監査(年1回)の評価を受ける。

実行統括責任者(事業課長)

本部長からの指示を実行責任者へ伝え、定期的(年4回)に報告を受け、本部長へ報告する。

実行責任者(各係長)

統括責任者からの指示を各職員へ伝えるとともに指導を行い、定期的(年4回)に統括責任者へ報告する。

各職員

実行責任者からの指示、指導を受け、実行する。

事務局(総務課)

本部長からの指示を基に計画書の作成、見直し等を行い、本部長へ報告する。

監査(副管理者(常任))

計画の進捗状況等を定期的(年1回)に監査し、本部長へ評価を伝えるとともに場合によっては是正指示を行う。

上記図4.1のとおり本部長を中心とした実行体制を確立し、実行計画の達成を目指す。
また、各職員に対する日常の指示、指導はもちろんのこと、環境保全に対する意識高揚を図るため定期的に環境問題に対する職員研修や情報提供を行う。

第2節 点検と見直し

本計画に掲げた目標の達成に向けて、取り組みが適正に行われ、当該目標がどのくらい達成できているかを判断するため、年1回(年度末)の定期監査を実施するとともに、年4回(四半期の末ごと)の状況報告を行う。

また、それらの結果を受けて分析、評価を行い、場合によっては計画の見直しを行って、改めて目標の達成を目指す。

なお、本計画の対象期間中に、施設の改廃ややむを得ないエネルギー消費の増加などの不可避な要因によって目標達成が困難となることも考えられ、その場合は、目標値そのものの見直しを検討する。

第3節 結果等の公表

本計画自体をはじめ、年1回の調査結果についても、法21条に基づき義務付けられているため随時公表を行うこととする。

また、計画に対して意識高揚を図るため、全職員に対しても周知を行う。